

民間企業等施設等利用料金一覧表（ホール）



佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

●施設等利用料金

区 分			利 用 料 金 (円)					施設の規模 (定員等)	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00		9:00~22:00
通常 料金	平日		17,970	23,970	28,740	41,940	52,710	70,680	301席
		土日祝日	22,440	29,940	35,940	52,380	65,880	88,320	
	空調		3,090	4,120	4,120	7,210	8,240	11,330	

●リハーサル（準備）時利用料金

区 分			利 用 料 金 (円)					施設の規模 (定員等)	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00		9:00~22:00
リハ ーサル 料金	平日		5,390	7,190	8,620	12,580	15,810	21,200	301席
		土日祝日	6,730	8,980	10,780	15,710	19,760	26,490	
	空調		3,090	4,120	4,120	7,210	8,240	11,330	

●附属設備利用料金

区分	利用料金(円)	
照明設備	ボーダーライト	340
	アッパーホリゾンライト	490
	ロアーホリゾンライト	460
	フットライト	320
	サスペンションライト	220
	シーリングライト	220
	ギャラリー用スポットライト	220
	フォロースポットライト	800
	フロアーコンセント	100
	舞台設備	所作台
平台		100
松羽目		1,180
毛せん		190
長ふとん		190
座ぶとん		100
人形立		100
紗幕		860
地がすり		900
金屏風		1,190
鳥の子屏風		1,190
上敷		170
指揮者台		200
指揮者用譜面台		140
演奏者用譜面台	100	

区分	利用料金(円)	
舞台設備	コントラバス用椅子	100
	プログラムスタンド	100
	演台	540
	司会者台	250
	音響反射版	3,760
	音響設備	拡声装置
カセットテープレコーダー		700
コンパクトディスクプレーヤー		700
エフェクター		520
ステージスピーカー		520
はね返りスピーカー		520
コンデンサマイク		940
ダイナミックマイク		440
ワイヤレスマイク		1,110
3点吊りマイク装置		1,080
その他	ピアノ	5,400
	ビデオカセットテープレコーダー	1,940
	書画カメラ	1,940
	スライドコンバーター	1,940
	液晶プロジェクター	1,940
	オーバーヘッドプロジェクター	790

1. 入場料等とは、入場料、会費、会場整備費等その名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいいます。
2. 入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額をもって入場料等の額とします。
3. 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいいます。
4. 利用単位の時間を超えて利用したときは、当該利用単位の施設利用料金の額を当該利用単位の時間数で除して得た額の150パーセントに超過した時間数を乗じて得た額を徴収します。
5. 4の場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
6. 冷暖房設備を利用するときはホールの欄に掲げる額に1時間につき1,030円を加えた額とします。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とします。
7. **附属設備を利用する場合は、別途附属設備利用料金が必要となります。**
8. 各区分の利用料金の単価は、施設利用の1時間区分帯（例えば午前中のみ）に1つ附属設備を利用した場合の料金です。
9. 附属設備を利用した場合の精算は、利用日となります。
10. 附属設備を利用する場合において、利用単位の時間を超えて利用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する利用料金の30パーセントの額を徴収します。この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て、30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
11. カラーフィルター等の消耗器材費は、別途実費を徴収します。
12. 民間企業等が利用される場合においても、地域貢献活動（福祉的、公益的、ボランティア）での利用、従業員の福利に関する利用については「一般施設等利用料金」が適用されます。

※ 障害者及び障害者団体の方々が、相互扶助、交流、就労促進、社会参加等を目的として、アバンセを利用される場合、施設及び附属設備の利用料を50%減額します。

民間企業等施設等利用料金一覧表（研修室等）



佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

●施設等利用料金

区分	利用料金（円）						施設の規模 （定員等）	
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00		
1 F	展示ギャラリー	900	1,230	1,230	2,130	2,460	3,360	109.1㎡
	展示コーナー	900	1,230	1,230	2,130	2,460	3,360	71.1㎡
2 F	特別会議室	8,430	11,250	11,250	19,680	22,500	30,930	20人
	空調	840	1,120	1,120	1,960	2,250	3,090	
	放送スタジオ	2,640	3,570	3,570	6,210	7,140	9,780	44㎡
	空調	260	350	350	620	710	970	
	音楽スタジオ	6,600	8,820	8,820	15,420	17,640	24,240	50人
	空調	660	880	880	1,540	1,760	2,420	
	企画ミーティングルーム	900	1,260	1,260	2,160	2,520	3,420	
空調	90	120	120	210	250	340	8人	
3 F	和室	6,360	8,520	8,520	14,880	17,040	23,400	15畳+18畳
	空調	630	850	850	1,480	1,700	2,340	
	美術工芸室	6,150	8,250	8,250	14,400	16,500	22,650	28人
	空調	610	820	820	1,440	1,650	2,260	
	調理実習室	4,560	6,120	6,120	10,680	12,240	16,800	50人
空調	450	610	610	1,060	1,220	1,680		
4 F	第1研修室	11,160	14,880	14,880	26,040	29,760	40,920	108人
	空調	1,110	1,480	1,480	2,600	2,970	4,090	
	第1研修室A	6,690	8,910	8,910	15,600	17,820	24,510	48人
	空調	660	890	890	1,560	1,780	2,450	
	第1研修室B	4,470	5,970	5,970	10,440	11,940	16,410	36人
	空調	440	590	590	1,040	1,190	1,640	
	第2研修室	9,240	12,360	12,360	21,600	24,720	33,960	81人
	空調	920	1,230	1,230	2,160	2,470	3,390	
	第2研修室A	5,460	7,290	7,290	12,750	14,580	20,040	45人
	空調	540	720	720	1,270	1,450	2,000	
	第2研修室B	3,780	5,070	5,070	8,850	10,140	13,920	27人
	空調	370	500	500	880	1,010	1,390	
	第3研修室	9,630	12,900	12,900	22,530	25,800	35,430	90人
	空調	960	1,290	1,290	2,250	2,580	3,540	
	第3研修室A	6,390	8,580	8,580	14,970	17,160	23,550	54人
	空調	630	850	850	1,490	1,710	2,350	
	第3研修室B	3,240	4,320	4,320	7,560	8,640	11,880	24人
	空調	320	430	430	750	860	1,180	
	第4研修室【旧OA講習室】	6,060	8,100	8,100	14,160	16,200	22,260	30人
	空調	600	810	810	1,410	1,620	2,220	
	第5研修室（PC室）【旧語学研修室】	4,230	5,700	5,700	9,930	11,400	15,630	30人
	空調	420	570	570	990	1,140	1,560	
	講師控室A	1,020	1,410	1,410	2,430	2,820	3,840	8人
空調	100	140	140	240	280	380		
講師控室B	1,020	1,410	1,410	2,430	2,820	3,840	8人	
空調	100	140	140	240	280	380		

●附属設備利用料金

区分	利用料金(円)
展示パネル（展示ギャラリー、展示コーナー）1枚	100
〃（展示ギャラリー）3枚1組	300
音楽スタジオ設備（音楽スタジオ/2F）	2,160
ピアノ（音楽スタジオ/2F）	2,160
放送スタジオ設備（放送スタジオ/2F）	3,240

区分	利用料金(円)
プロジェクター（各貸館対象施設）	510

1. 研修室のAとBを併せて利用するときは、それぞれの額を合算した額とします。
2. 利用単位の時間を超えて利用したときは、当該利用単位の施設等利用料金の額を当該利用単位の時間数で除して得た額に超過した時間数を乗じて得た額を徴収します。
3. 2の場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
4. ホール以外の施設を利用する場合において、冷暖房設備を利用するときは、それぞれの施設の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額を加えた額とします。この場合において、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます

5. 附属設備を利用する場合は、別途附属設備利用料金が必要となります。

6. 各区分の利用料金の単価は、施設利用の1時間区分帯（例えば午前中のみ）に1つ附属設備を利用した場合の料金です。
7. 附属設備を利用した場合の精算は、利用日となります。
8. 附属設備を利用する場合において、利用単位の時間を超えて利用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する利用料金の30パーセントの額を徴収します。この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て、30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
9. 団体専用ロッカーの利用料金は、4月1日から翌年3月31日までの1年当たりの料金の、利用期間が1年に満たないときは、利用期間1ヶ月までごとに、当該利用料金を12で除した金額により算定した額となります。
10. 印刷機（印刷）の利用料金は、印刷機（印刷）の印刷枚数に利用料金の単価を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
11. 民間企業等が利用される場合においても、地域貢献活動（福祉的、公益的、ボランティア）での利用、従業員の福利に関する利用については「一般施設等利用料金」が適用されます。

※ 障害者及び障害者団体の方々が、相互扶助、交流、就労促進、社会参加等を目的として、アバンセを利用される場合、施設及び附属設備の利用料を50%減額します。